犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「保釈」を「刑事手続」に改め、「保証金」の下に「若しくは監督保証金」を加える。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十八号

令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法第十二条第一項の規定による申請等の義務の不履行についての免責期限）

第一条　令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）第一条の規定により特定非常災害として指定された令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第一項に規定する特定義務をいう。以下同じ。）の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての同法第四条第三項に規定する免責に係る期限（以下「免責期限」という。）は、令和六年六月三十日とする。

一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十二条第一項の規定による申請の義務

二　道路運送車両法第十三条第一項の規定による申請の義務

三　道路運送車両法第十五条第一項の規定による申請の義務

四　道路運送車両法第十六条第二項の規定による届出の義務

五　道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受ける義務

六　道路運送車両法第六十九条第一項の規定による自動車検査証の返納の義務

七　道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出の義務

（公益法人認定法第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責期限）

第二条　令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての免責期限は、令和六年七月三十一日とする。

一　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。次号及び第三号において「公益法人認定法」という。）第二十一条第一項の規定による同項に規定する書類の作成及び備置きの義務

二　公益法人認定法第二十一条第二項の規定による同項各号に掲げる書類の作成及び備置きの義務